

『サポマネ※通信』では、サポマネ研修事務局からの情報発信として、バリアフリーに関する最新の動向や、研修の開催情報などを定期的にお届けします！

※「サポマネ」は、交通サポートマネージャー研修の修了者に対して認定する「交通サポートマネージャー」の略称です。

今年度の開催スケジュール

交通サポートマネージャー研修(2日間の研修)

今年度も首都圏で3回、関西圏で2回の研修を予定しています。年間スケジュールは以下の通りです。

◆首都圏研修

	日程	会場
第1回	2024年7月3日(水)、4日(木)	東京シティアターミナル (東京都中央区日本橋箱崎町42-1)
第2回	2024年9月17日(火)、18日(水)	東京シティアターミナル (東京都中央区日本橋箱崎町42-1)
第3回	2024年11月下旬頃(予定)	東京都内(予定)



◆関西圏研修

	日程	会場
第1回	2024年6月26日(水)、27日(木)	大阪国際交流センター (大阪府大阪市天王寺区上本町8-2-6)
第2回	2025年1月下旬頃(予定)	大阪府内(予定)



▲研修の様子

研修受講後のステップアップ

第1回の研修にご参加いただいた方は、
更なるステップアップとしてぜひ受講をご検討ください。

上級交通サポートマネージャー研修(1日の研修)※サポマネ研修修了者対象(今年度含む)

組織内で自ら研修等のバリアフリーに関する人材育成や普及啓発の取組を企画・開催し、講師の役割も担うことのできるスキルを習得頂く研修です。

募集定員が少ないため、希望される方は早めにお申し込みください。

【日程】2024年 9月5日(木)

【会場】東京都産業貿易センター 浜松町館
(東京都港区海岸1-7-1)

※一部オンライン聴講も可能です

サポマネ研修全体に関する
最新情報はWebサイトを
ご確認ください



※二次元バーコードをクリックして頂くと掲載HPに移動できます。

研修を受講された方には…

各研修を修了された方には認定証を発行いたします。
また、本研修のロゴマークを研修を修了した証として、広報やPR、
職員の名札などにご活用頂くことも可能です。
ご希望の方は、事務局にお気軽にお問い合わせください。



▲研修ロゴマーク

活用のイメージや
詳細はこちら





バリアフリーに関する最新の動向

●事業者による合理的配慮の提供が義務化されました

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者による**障害のある方への合理的配慮の提供が『義務化』**されました。公共交通事業の現場においても障害のある方等に対する障害を理由とする“不当な差別的取扱いの禁止”と“合理的配慮の提供”が求められます。

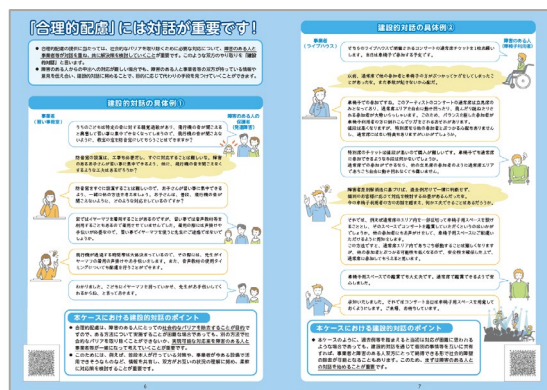
合理的配慮の提供の義務化にあたり、内閣府が障害者差別解消法や合理的配慮の概要をまとめたリーフレットを作成し、公表しています。このリーフレットには**合理的配慮のポイントや具体例**が示されており、事業者に求められる対応を確認することができます。

また、国土交通省では、この法改正に対応した「国土交通省所管事業における対応方針」を令和5年11月に公表しています。バスや鉄道等、業種別に合理的配慮の具体例が掲載されており、**公共交通事業に従事されている方々は必読**です。



▲内閣府のリーフレットはこちら ▲国土交通省の対応方針はこちら

※二次元バーコードをクリックして頂くと掲載HPに移動できます。



【参考】合理的配慮のポイント

障害のある方などに対して合理的配慮を提供する際のポイントは、そのお客様との**「対話」を通じてニーズを正しく把握し、提供できる対応策を一緒に考える**ことです。

合理的配慮の提供は決して難しいことではなく、お客様との**建設的対話を通じて、環境側にある障壁(バリア)を取り除くための適切な調整**を行うことを指しています。

兵庫県が令和6年2月に公表したパンフレット「聞くこと工夫することからはじめる－合理的配慮の提供とは－」にこの内容が分かりやすくまとめられていますので、参考に紹介します。ご一読頂くと理解が深まります。



▲兵庫県のパンフレットはこちら

